

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年6月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500356号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2600002号

第1 結論

昭和46年2月及び同年3月の請求期間、昭和51年1月から同年3月までの請求期間及び昭和52年7月から昭和56年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年2月及び同年3月
② 昭和51年1月から同年3月まで
③ 昭和52年7月から昭和56年2月まで

私の国民年金保険料は、夫又は夫の父親が納付してくれていたはずである。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、夫又は夫の父親が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、夫及び夫の父親は、既に亡くなっていることから証言を得ることができない上、請求者自身は、家計には全く関与していなかったため、国民年金保険料の納付については一切分からないとしていることから、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況は不明である。

また、請求者が請求期間①、②及び③において住民登録していたA郡B町(現在は、C市)の請求者に係る国民年金被保険者カード及び国民年金被保険者名簿によると、昭和46年2月、同年3月、昭和51年1月、同年3月、昭和52年7月、昭和53年3月、同年4月及び昭和54年3月から昭和56年2月までの期間の検認(納付)記録欄には、「未(丸囲み)」と押印され、それぞれの月の間の期間(昭和51年2月、昭和52年8月から昭和53年2月まで、昭和53年5月から昭和54年2月まで)は空欄とされ、納付記録欄は、各年度の未納の月数が昭和45年度は「2」、昭和50年度は「3」、昭和52年度は「9」、昭和53年度及び昭和54年度はそれぞれ「12」、昭和55年度は「11」と記載されており、請求期間①、②及び③の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、社会保険事務所(当時)の請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間①、②及び③に係る保険料に関する記録欄は、全て空欄であり、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載はない。

加えて、C市及び日本年金機構は、請求者に*以外の国民年金の記号番号が払い出されたことは確認できない旨回答している上、当局においても社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者、夫及び夫の父親が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。